

諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは指定居宅支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 諏訪中央病院組合が開設する諏訪中央病院訪問看護ステーションいろは（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員」という。）は、要介護状態等となった利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 諏訪中央病院訪問看護ステーション いろは
- (2) 所在地 長野県茅野市宮川 3975（リバーサイドクリニック内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業種の管理を一元的に行う。
- (2) 職員 介護支援専門員 1名以上（兼務）
職員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 1名（兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
但し、国民の祝日、12月29日から1月3日まで除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の生活課題
- (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成または変更
- (3) 利用者またはその家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡
- (4) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況の把握、再評価
- (5) 市町村、地域包括支援センター、医療機関等との連携
- (6) 必要に応じた介護保険施設や医療機関等の紹介、支援等
- (7) その他、必要に応じた相談支援業務

(利用料)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は実費を徴収する場合がある。なお、自動車を使用した場合は、利用者又はその家族等に対して事前に説明をして同意を得ることとする。この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は茅野市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理等)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業所は、市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業所は、居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に対する苦情の市等への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研究機会を与え、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規定に定める事項のほか、運用に関する重要事項は諏訪中央病院組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 20 年 1 月 16 日から施行する。

附則 この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。